

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第52号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年3月14日 09時30分ごろ	
発生場所	福井県坂井市福井港北西方沖 坂井市所在の雄島灯台から真方位298° 10.4海里付近 (概位 北緯36° 20.0′ 東経135° 55.7′)	
事故等調査の経過	平成23年3月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 ^{えびす} 恵比寿丸、15トン IK2-5735（漁船登録番号）、有限会社恵比寿丸漁業部</p> <p>B 漁船 ^{ふくせい} 福勢丸、4.4トン FK3-11800（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 左舷中央部外板に擦過傷</p> <p>B 右舷船首部外板に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか4人が乗り組み、底びき網を引いていたところ、網が海底に掛かり、フックが折損して引綱が外れたので、漁網を回収するために左回頭して残った左舷側の引綱を船首から巻き上げながら南南西進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南南西方に向けて錨泊して一本釣り漁中、A船の引綱とB船のアンカーロープが絡んで両船が接近し、平成23年3月14日09時30分ごろ、福井港北西方沖において、A船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、B船の存在に気付いていたが、乗組員に引綱を巻き上げさせながら、折損したフックを交換するため、修理業者に電話をしていたところ、乗組員の叫び声で左舷至近にB船を認め、ウインチドラムの回転を止めさせたが間に合わずB船と衝突した。</p> <p>船長Bは、A船がB船の左舷船首方から北東進し、左舷方で北北東に針路を変えるのを認め、そのまま進むものと思って釣りを続けていたところ、右舷船尾方から接近するA船を認め、アンカーを揚収しようとして機関を前進にかけ、左舵をとったが間に合わずA船と衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、潮流 北西流</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>A船は、福井港北西方沖でえい網していた際、フックが折損して引綱が外れ、左回頭して左舷側の引綱を巻き上げながら南南西進中、船長Aが、</p>

	<p>適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに引綱の巻き上げを続け、A船の引綱とB船のアンカーロープが絡んでB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、福井港北西方沖で錨泊して一本釣り漁中、A船の接近を認めて衝突を回避しようとしたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、福井港北西方沖において、A船が引綱を巻き上げながら南南西進中、B船が錨泊して一本釣り漁中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに引綱の巻き上げを続け、A船の引綱とB船のアンカーロープが絡んで両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを妨げる行為は行わないこと。 ・ 出漁前に漁具の点検を行い、必要があれば交換すること。